

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 香川県内第108号 (令和8年9月7日認定決定)

株式会社トーカイ (高松市)



企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けると、認定マークを自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺・ホームページ・求人広告等に使用することができます。

計画期間中の主な取組等

[株式会社トーカイの概要]

- 労働者数 790人（うち女性 332人）
- 本社所在地 香川県高松市鶴市町2025-3

[両立支援に関する取組および制度]

- 養育両立支援休暇、育児短時間勤務、育児のための時間外労働の制限、育児のための深夜業の制限について、小学校2年生の修了までの子を養育する労働者が利用できます。

[働き方の見直しに資する労働条件整備の取組]

- 年次有給休暇の年間取得計画を作成しました。また、休暇の取得状況を労働者に周知しました。
- リフレッシュ休日を導入しています。

[育児休業等取得率]

- 計画期間内に女性労働者6名が育児休業を取得し、取得率は120%でした。
 - 計画期間中に男性労働者15名が育児休業を取得し、取得率は83%でした。
- ※計画期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日

一般事業主行動計画の取組、くるみん・プラチナくるみん認定申請等については

香川労働局雇用環境・均等室 (tel 087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2F

香川労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

基準適合一般事業主認定通知書

株式会社トーカイ

代表取締役 松尾 隆之 殿

貴社の令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの一般事業主行動計画については、次世代育成支援対策推進法第十三条に基づく基準に適合するものであると認定しましたので、通知します。

令和八年九月七日

香川労働局長

